

平成29年(ヲ)1380号 保全異議申立決定に対する保全抗告提起事件

相手方(債権者) 片岡 明幸

抗告人(債務者) 宮部 龍彦

準 備 書 面 (1)

平成29年10月15日

東京高等裁判所 第14民事部 御中

抗 告 人 宮 部 龍 彦

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以降「プロバイダ責任制限法」)に係る争点について、次の通り述べる。

第1 全国部落調査および、その復刻版について

- 1 全国部落調査および復刻版については、同和問題・部落差別についての自由な議論と、正しい理解のために抗告人自らが、「同和地区.みんな」に掲載し、その他自らが管理するウェブサイトに掲載したものである。

ただし、現在地の掲載については、抗告人が行ったのは鳥取県の一部のみである。

- 2 そもそもこれらの情報は、相手方はおろか特定の個人に結びつくものではなく、他人の権利を侵害する情報でないことから、プロバイダ責任制限法に係る争点は問題にならない。

- 3 第192回国会法務委員会(平成28年12月1日)において、高木かおり参議院議員の「インターネット上において特定地域を同和地区と掲載する行為に対しては、同様に(プロバイダ責任制限法に基づいて)削除を請求することが

できるのでしょうか、お聞かせください」という質問に対し、巻口英司総務省総合通信基盤局電気通信事業部長は「その場合は、特定の個人が名指しされているわけではございませんので、削除の要求はできないという形になっております」と答弁している(乙35)。

4 情報公開・個人情報保護審査会は平成23年10月3日付答申において、大阪市の同和地区一覧について「特定地区に係る情報等が具体的に掲げられているものの、それ自体から特定個人の氏名等特定の個人を識別できる情報は記載されておらず」と判断している(乙36)。

5 最高裁判所は、滋賀県内の同和地区が分かる文書の公開の是非について、個人に関する情報であるとの判断を排除している(平成25年(行ヒ)第37号平成26年12月5日最高裁判所第二小法廷判決 判例自治390号51頁)

6 そもそも、部落差別の起源とされる近世までの被差別身分は、血統による属人的なものであって、属地的なものではない。戦後の同和対策事業が便宜上属地主義で行われたことをもって、土地と差別とを結びつけるのであれば、それは完全に誤った考えであり、現代になってから近世とは全くつながりのない概念によって、新たな被差別身分を創り出すことに等しい。

7 特に、相手方の「出身地」とされる、兵庫県たつの市新宮町仙正については、国立国会図書館や国立情報学研究所がインターネット上で公開している論文の表題から部落であることが容易に分かり、原告人による情報の発信と仙正が部落だと分かることには因果関係がない(乙21, 37)。

第2 「同和地区 Wiki」と「部落解放同盟関係人物一覧」について

1 プロバイダ責任制限法により、原告人は特定電気通信役無提供者として賠償の責めに任じないこと

(1) 「同和地区 Wiki」は不特定多数に対してインターネット上で情報を配信するウェブサイトであり、プロバイダ責任制限法第2条第1号が定義する特定電気通信に該当する。

(2) Wiki(ウィキ)とはウィキペディア等で広く知られているとおり、不特定多数が編集に参加する形式のウェブサイトである。「同和地区 Wiki」は抗告人と相手方を含め、誰でも内容を追加、削除、変更可能であった。

Wikiは「間違いを犯しにくくするのではなく、間違いを直しやすくする」という考え方のウェブサイトであり、誤りや不適切な内容があれば、気づいた者が即座に対応することが可能である(乙38)。

(3) 「部落解放同盟関係人物一覧」は抗告人が情報を発信したものではない。

「同和地区 Wiki」の設立目的は第一に同和地区の特定であって、「部落解放同盟関係人物一覧」は Wiki 編集者が特に関心を向けるような内容ではない。過去のウェブページを保存するサイトである archive.is には、「部落解放同盟関係人物一覧」の変更履歴ページが残されており、それによれば遅くとも平成28年3月8日から匿名のユーザーが頻繁に更新している(乙39)。

また、少なくとも平成28年3月26日に相手方らによる、全国部落調査等の削除を求める仮処分申立書(乙26)が送達されるまでは抗告人は情報の流通自体を知らなかった。なおかつ、同日に送達された書面(乙27)には、特に理由を示さずに「部落解放同盟関係人物一覧」の削除の申立てを取り下げた旨の記載があった。

個人の氏名住所等が掲載されているからと言って、ただちにそれが個人の権利を侵害するものであるとは言えないところ、明示的に「部落解放

同盟関係人物一覧」を消さないで欲しいともとれる相手方らによる書面が届いたため、抗告人は何の対応もできなかった。

相手方らが「部落解放同盟関係人物一覧」を削除せよとの意志を示したのは、平成28年4月9日のことである。当日、抗告人が削除を呼びかけたことから、「部落解放同盟関係人物一覧」は匿名ユーザーによって削除された(乙39に削除された旨の記録がある)。

従って、プロバイダ責任制限法第3条第1項により、抗告人は特定電気通信役無提供者として賠償の責任がない。

- (4) また、「同和地区 Wiki」は誰でも情報の追加、削除、変更が可能であるのだから、相手方らが気づいた時点で、いつでも削除などの対応ができたはずである。

相手方は、記事の存在に気づきながら、本件仮処分の申立て及び訴訟を提起するために、意図的に記事を放置し、抗告人に記事の存在や削除の意志も示さなかったものである。

2 過去に、部落解放同盟から個人情報インターネットに流出した事案があったこと

- (1) 平成21年12月14日、抗告人が運営しているブログ「鳥取ループ」のコメント欄に「あるところにはあるようですよ。地名〇〇」というコメントとともに、部落解放同盟滋賀県連合会末広支部の名簿が掲載されたウェブサイトのアドレスが書き込まれたことがあった(乙40)。

その後も様々な方法で同様の名簿がインターネット上に掲載され、解放同盟の糾弾会を非難し、当時の解放同盟滋賀県連の建部五郎委員長の辞任を求めるメッセージが添えられていた(乙41, 42)。

同盟員名簿が何者かによって盗まれ、インターネット上に流出した事実

は部落解放同盟滋賀県連合会が、機関紙で認めている(乙43)。

なお、この名簿流出による被害は確認されていない。

- (2) 誰がどのような意図で行ったのか、明確な証拠はないが、いずれにしても通常は解放同盟内部の者でなければ持っていないような文書が抗告人のブログを通して流出されたのは事実である。

そして、名簿の流出によって最も不利益を受けるのは当時の建部五郎委員長であり、最も得をするのは彼が名簿流出による責任を問われて辞職することによって利益を得る人物である。すると、そのような人物は解放同盟内部の人間であると考えるのが自然であり、そのために抗告人のブログが利用された。

- (3) このように、相手方が所属する部落解放同盟は、不満分子を抱えており、そのような人物が「部落解放同盟関係人物一覧」の作成に関わっていることは十分に考えられることである。

3 匿名の人物が、現在執拗に相手方らを誹謗中傷していること

- (1) 「同和地区 Wiki」の内容は何者かによってコピーされ、別のサイト(そのドメイン名から、以降「同和地区.com」という)として事実上復活している状態である。
- (2) 「同和地区.com」には再び「部落解放同盟関係人物一覧」が掲載され、さらに内容が追加されている。

このことについて、相手方らは本訴において、抗告人らが原告一覧をもとに加筆修正したという趣旨の主張をしている。その理由は、本訴の原告一覧は閲覧制限がかけられており、原告一覧は抗告人がウェブサイトに掲載した裁判資料から除外されているのだから、原告一覧を持っているのは抗告人以外にはいないということである(本件の審尋でも相手方は同

様の主張すると思われるので、書面の提出は省略する)。

しかし、本訴の原告の1人である上川多実がウェブメディアにおいて「裁判に参加したことで、裁判資料として原告ひとりひとりの名前と住所が被告によってインターネット上に公開され(現在は削除)、私は名前だけでなく住所まで公開されることになってしまった」と主張している(乙44)。

上川多実の主張は意味するところが不明な部分が多いが、いずれにしても上川多実が何らかの形で原告一覧を目にしており、それが原告人らによる仕業とされていると考えられる。

そもそも、原告一覧を作成したのは本訴の原告らであるし、解放同盟が組織を挙げて関わっているのだから、原告一覧の内容を原告人らしか知り得ないというのは失当である。

- (3) それだけではなく、現在「同和地区.com」には相手方を名指して中傷するページが作られている(乙45)。

原告人自らがこのようなページを作成すれば、本訴で有利になるどころか、むしろ不利になることは明らかである。また、原告人は同和地区 Wiki と同様の内容をインターネットで公開することについて、1日10万円の間接強制処分がかけられているため(乙46)、「同和地区.com」の編集には関与し難い状況にある。

「同和地区.com」の掲載された相手方の情報は、おそらくフェイスブックやツイッター等インターネット上の情報をもとに作られたと考えられるが、過去の相手方の発言をあてつけのように掲載するために、広くは頒布されなかったはずの、昭和63年の解放新聞埼玉版まで引っ張り出しており、相手方ないしは部落解放同盟に対して相当な恨みを持ち、なおかつ部落解放運動にかなり精通しているか、プロの研究者でもなければ簡単に

はできないことである。

しかし、部落解放同盟は過去に政治的な方針の違いで分裂し、他団体と激しく対立し、意に沿わない運動家や研究者を排除するような行為を繰り返してきた。そのため、組織の内外を問わず、激しい恨みを抱いている者が多数存在していても不思議ではない。また、過去には運動を盛り上げるために、組織の構成員が自ら「差別事件」を惹き起こすという。理解し難いことも起こっている(乙6)。

- 4 以上の通り、「部落解放同盟関係人物一覧」については、抗告人以外の何者かが公開し、現在も執拗に同様の情報の公開を続けているものであって、抗告人によるものではない。

また、抗告人は可能な限りの対処をしており、プロバイダ責任制限法による免責の例外となることはない。

以上